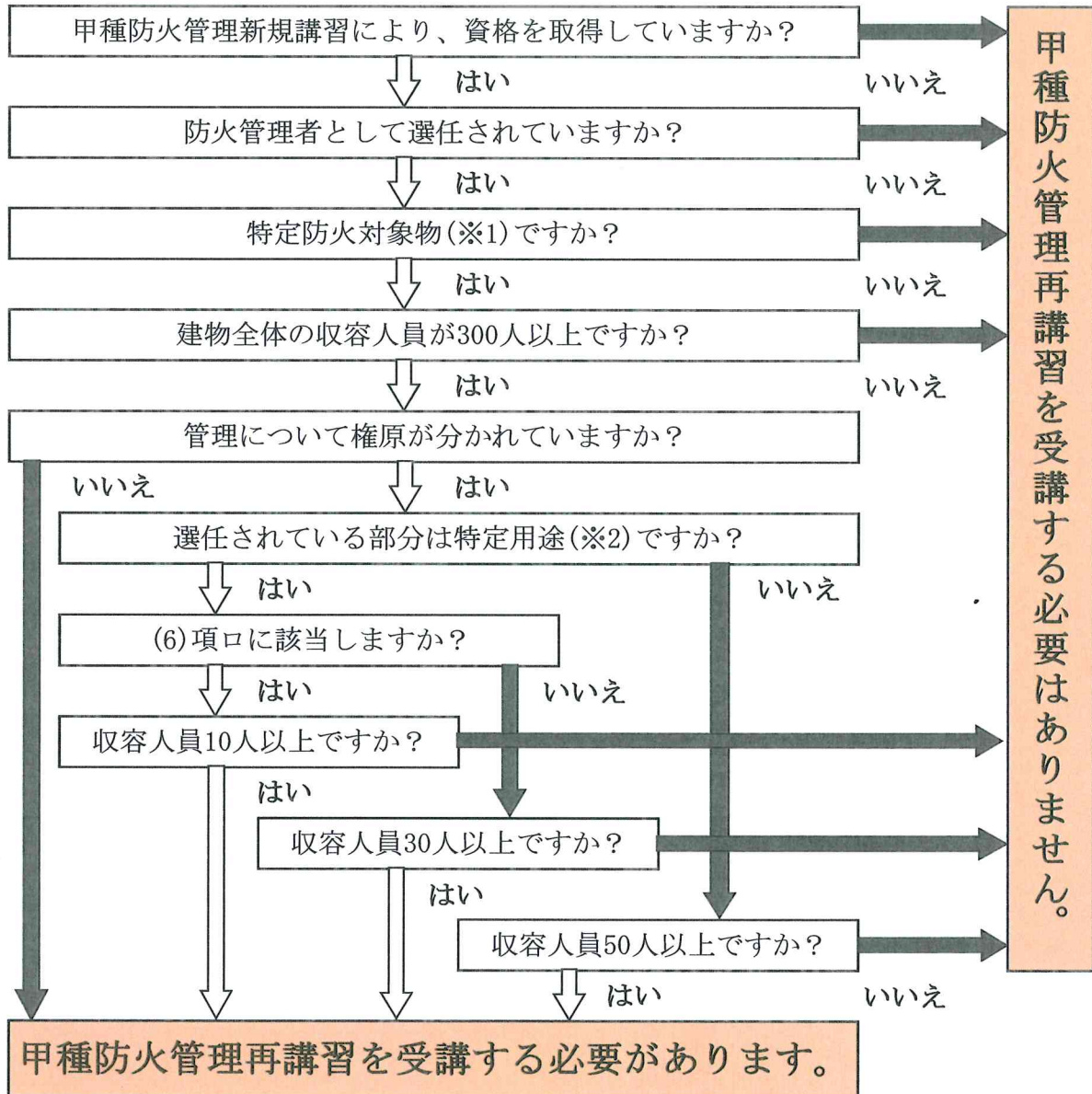


## 甲種防火管理再講習の受講が必要な防火管理者



※1 特定防火対象物

特定用途に供される部分があり、不特定多数の者が利用する防火対象物。

(特定用途を含む複合防火対象物 = (16) 項イ = 特定防火対象物)

※2 特定用途

消防法施行令別表 1 (1) 項～(4) 項. (5) 項イ. (6) 項. (9) 項イに掲げる用途

(劇場・遊技場・飲食店・店舗・ホテル・病院・老人福祉施設・幼稚園など)

### 甲種防火管理再講習をいつ受ければいいのか？

#### CASE 1

防火管理者として選任された日から4年以上前に、甲種防火管理新規講習または甲種防火管理再講習を修了している方は、選任された日から1年以内に受講が必要です。

#### CASE 2

防火管理者として選任された日から4年以内に、甲種防火管理新規講習または甲種防火管理再講習を修了している方は、新規講習または再講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に受講が必要です。